

日中一時支援事業について

【H22.8.1適用】

日中一時支援って、どんな事業？



日中における活動の場を確保することにより、障害者等の社会参加活動を促進するとともに、障害者等の家族の就労及び社会参加を支援し、又は障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息時間を確保することを目的とする事業です。

レスパイト型

【利用上限日数】 10日/月 ※長期休暇中特例あり

【内容】

障害者等を一時的に預かるとともに、見守り及び社会に適応するための簡易な訓練を行うもの。（自宅等から事業実施施設まで又は事業実施施設から自宅等までの移動が困難な者にあつては、当該移動に係る送迎を含む。）

【要件】 日中の活動の場及び一時的な預かりを必要とする障害のある方。

タイムケア型

【利用上限日数】 当該月の日数から8日を控除した日数/

【内容】

障害者等を特別支援学校等の放課後又は他の通所施設等の利用後に一時的に預かるもの。（特別支援学校等若しくは通所施設等から事業実施施設まで又は事業実施施設から自宅等までの移動が困難な者にあつては、当該移動に係る送迎を含む。）

医療型

【利用上限日数】 10日/月

【内容】

障害者等を医療機関において日中一時的に預かるもの。

【要件】 医療機関等での一時的な預かりを必要とする遷延性意識障害又は重症心身障害のある方。

日中一時支援が利用できる方は？

次に掲げる手帳や受給者証を持っている方です。



身体障害者手帳

療育手帳

精神障害者保健福祉手帳

自立支援医療受給者証

利用料金は？



事業費の1割を負担していただきます。
詳細は次の表をご覧ください。
(ただし、生活保護世帯及び低所得世帯は0円)
その他、食事提供に要する費用・光熱水費・創作活動等の材料費等、
実費負担があります。

サービス区分	利用時間等	利用者負担額		
		区分A (障害程度区分 が5又は6に相 当する者)	区分B (障害程度区分 が3又は4に相 当する者)	区分C (障害程度区分 が1又は2に相 当する者)
レスパイト型	4時間未満	260円	230円	180円
	4時間以上6時間未満	440円	390円	300円
	6時間以上	470円	420円	330円
	以後30分につき	30円加算		
タイムケア型	1時間につき	130円	110円	90円
送迎加算 (レスパイト型・タイムケア型)	片道につき	50円		
医療型	1時間以上3時間未満	400円		
	3時間以上5時間未満	800円		
	5時間以上7時間未満	1,200円		
	7時間以上	1,600円		

日中一時支援が利用できる事業所は？



別紙「津山市日中一時支援事業所一覧」をご覧ください。

その他、事業に関するお問い合わせは下記へお願いします。

津山市環境福祉部
社会福祉事務所障害福祉課
〒708-8501 津山市山北520番地
[TEL] 0868-32-2067
[FAX] 0868-32-2153